

競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日 (更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の区分			備 考
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アティブ I)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都中央区日本橋1-12-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アティブ II)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都中央区日本橋1-12-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne(株) 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント(株) 東京都港区赤坂2-11-7	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定

競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日(更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の区分			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne㈱ 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三井住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式ハッジ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 (株)りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったものである。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (国内債券ハッジ Ⅰ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (国内債券ハッジ Ⅱ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (国内債券ハッジ Ⅲ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定
・特定運用信託契約 (物価連動国債)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。		-	-	-	-	-	-	契約金額は、支払金額について別途公表予定